

東三河8市町村による

水質検査協力に関する基本協定書を締結しました

豊橋市は、愛知県水道広域化推進プランに基づき、水道水の水質検査について、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村と「水質検査協力に関する基本協定書」を締結しました。

1. 協定締結日

令和6年3月15日（金）（令和6年4月1日施行）

2. 協定の目的

水道事業者の責務である水道水質検査業務について、東三河8市町村において水質検査に係る業務の協力体制を構築することにより安定性と信頼度を高め、各水道事業の基盤強化を図ることを目的とした協定です。

※本協定は基本的事項を定めるものであり、実施にあたっては、別途契約等を締結して行います。

<相互協力する内容>

- ・協定者間による水質検査委託
- ・水質検査結果評価に関する助言
- ・水質検査結果に係る知識・技術の相互共有

